

2024年度多文化社会学部 海外留学支援制度（協定派遣）奨学金募集要項
（夏季短期留学参加学生向け）

2024年3月
多文化社会学部

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）から多文化社会学部に配分された海外留学支援制度（協定派遣）奨学金の支援を希望する学生を、以下により募集する。

1. 奨学金支援対象者の資格及び要件

対象者は、多文化社会学部の正規の課程に在籍し、学部が主催する短期留学へ参加するの学生のうち、次の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
（特別永住者は含むが、定住者は含まない。二重国籍でも上記を満たす者は含まれる）
- (2) 学生交流に関する協定等に基づき、留学先大学が受入を許可する者
- (3) 学業成績が優秀で人物等に優れ、かつ、表1に定める方法で求められる、留学の前年度（2023年度）の成績評価係数が3.00満点で2.30以上である者。※1年次で成績評価係数が計算できない場合は、学務係で別途基準を用いて採択の可否を決定します。

表1：成績評価係数の算出方法

区分	成績評価				
	AA	A	B	C	D
5段階評価					
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

① 以上の算出方法により「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出する（小数点第3位を四捨五入する）。

② 計算式は次のとおり。

$$\frac{\text{評価ポイント3の単位数} \times 3 + \text{評価ポイント2の単位数} \times 2 + \text{評価ポイント1の単位数} \times 1 + \text{評価ポイント0の単位数} \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

- (4) 経済的理由により自費のみでの留学が困難な者。原則、家計支持者の2023年の年間収入金額等が、(独)日本学生支援機構が実施する、2024年度第二種奨学金在学採用の家計基準における年収・所得の上限額（目安額）以下の者。

【2024年度第二種奨学金在学採用の家計基準における年収・所得の上限額（目安額）】

設置者	世帯人数	通学形態	第二種奨学金	
			給与所得<収入金額>	給与所得以外<所得金額>
国公立	2人	自宅	1,039万円	631万円
		自宅外	1,086万円	678万円
	3人	自宅	1,012万円	604万円
		自宅外	1,059万円	651万円
	4人	自宅	1,096万円	688万円
		自宅外	1,143万円	735万円
	5人	自宅	1,314万円	906万円
		自宅外	1,408万円	1,000万円

※家計支持者とは、父母がいる場合は父母双方、父母のいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は代わって家計を支えている者。

※年間収入金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の支払金額等の年間の収入金額、給与所得者以外の場合（自営業など）は、確定申告書等における所得金額となる。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者

(6) 留学終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

(7) 他団体等（本学及び留学先大学等を含む。）から留学のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型給付金や学資ローンは含まない。）を受ける場合、他団体等からの奨学金月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認すること。また、他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められない。なお、国内の奨学金の留学期間中の給付を休止する場合は、大学の国内の奨学金（給付型）担当者（長崎大学の場合は学生支援センター）を通じて、休止手続きを取ること。

※JASSO が実施する貸与型奨学金「第一種（無利子）奨学金」及び「第二種（有利子）奨学金」との併給は認められる（学生支援センターにて必要な手続きをとれば、留学期間中の貸与を休止することも可能）。

※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の奨学金との併給は認められない。

(8) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

以上に該当する地域（都市）以外に留学する者

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

※奨学金支給対象者の登録申請時に、留学先大学等が「レベル2」以上に該当する地域（都市）の場合は、奨学金支給対象者として登録することができない。

※留学期間中に、留学先大学等が「レベル2」以上に該当する地域（都市）になった場合は、奨学金の支給を停止する。

2. 支給人数
最大12名

3. 支給方法

(1) 支給額

別表1に基づいて、派遣先地域に応じて以下のとおり支給する。

- ・指定都市 月額10万円
- ・甲地区 月額8万円
- ・乙地区 月額7万円 (今回のフィリピンは乙地区にあたる)
- ・丙地区 月額6万円

【渡航支援金】

※家計支持者の2023年の年間収入金額等が、下表の基準を満たす場合は、奨学金とは別に渡航支援金16万円を支給する。家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む世帯(年間所得金額200万円以下)」となる。渡航支援金の申請を希望する場合は、**生計維持者申告書(様式R)**と別紙に記載のうち必要書類(所得・課税(非課税)証明書)等を提出すること。提出がない場合は、奨学金のみの申請を行ったとみなす。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

(2) 支給期間

留学期間に応じて最大2か月

(3) 支給方法

支給対象月毎に次の2点を確認した上で、1回(月)分ずつを所定の口座(学生本人の名義に限る)に振り込む。

- ① 留学先大学の短期留学プログラムに参加していること
- ② 各支給対象月において、全期間にわたり留学先国・地域を不在ではないこと。

4. 申請方法

(1) 申請書類

本奨学金の受給を希望する学生は、以下の書類を締切日までに学務係に提出すること。

- ① 海外留学支援制度(協定派遣)奨学金申請書(様式1)
 - ② 家計基準適格性判定に係るアンケート(様式2)
 - ③ 家計支持者(父母がいる場合は父母双方、父母のいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は代わって家計を支えている者)の2023年(2023年分の提出が難しい場合は、2022年分で可)の年間収入金額等を確認できる書類のコピー
- ※原則、給与所得者については基本的に市町村役場発行の所得証明書(写し可)を提

出すること。給与所得者の場合は令和5年（2023年）源泉徴収票のコピーを、給与所得者以外の者（自営業など）については令和5年（2023年）確定申告書（第一表及び第二表）（控）のコピーを提出することも可能。

1) 郵送や持参により確定申告を行っている場合は、税務署の受付印がある確定申告書（第一表及び第二表）（控）のコピーを提出すること。税務署の受付印がない場合は、確定申告書のコピーのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出すること。

2) 電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書のコピーのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出すること。

※家計支持者に「給与所得」と「給与所得以外」の収入源がある場合は、両方の金額を確認できる書類のコピーを提出すること。

※家計支持者のいずれか一方が**無職（専業主婦（夫））**の場合は、**所得金額0円と記載のある所得証明書（非課税証明書）**のコピーを提出すること。

※必要に応じて追加資料を求められることがある。

④ 他団体等から奨学金を受ける場合は、その月額支給額及び他団体等の奨学金が併給を認めていることを確認できる書類のコピー

【以下家計基準により渡航支援金を申請する場合のみ】

⑤ 生計維持者申告書（様式R） ※令和5年（2023年）の年間収入金額が渡航支援金の基準以下かつ渡航支援金の申請を希望する場合。

⑥ 家計支持者が父母両方以外の場合（母のみ・父のみ等）は別紙に記載の②のうち事実関係が確認できるいずれかの証明書類

(2) 申請期限

2024年5月7日（火）17時（厳守）

5. 報告書等の提出

本奨学金の受給者となった者は、「2024年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」に基づいて、在籍確認、留学終了後の報告書、その他必要な書類の提出や調査に協力するものとする。

別表 1 : 派遣先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	奨学金月額
指定都市 ※	アビジャン、アブダビ、クウェート、サンフランシスコ、シンガポール、ジッダ、ジュネーブ、ニューヨーク、パリ、モスクワ、リヤド、ロサンゼルス、ロンドン、ワシントン	100,000円
甲地方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北米 ・ 欧州 ・ 中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) <p>【主な都市】</p> <p>アムステルダム、アンカレッジ、ウィーン、ヴァンクーバー、エルサレム、コペンハーゲン、シアトル、シカゴ、チューリッヒ、トロント、ニューオリンズ、ハンブルグ、フランクフルト、ブラッセル、ホノルル、ボストン、マドリッド、モントリオール、ローマ</p>	80,000円
乙地方	<p><u>指定都市、甲地方、丙地方以外</u>の地域</p> <p>【主な都市】</p> <p>ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルク、シドニー、ジャカルタ、ソウル、ソフィア、タシケント、バンコク、プラハ、ブダペスト、マニラ、メルボルン、ヤンゴン</p>	70,000円
丙地方	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア (インドシナ半島 (シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・ 中南米 ・ アフリカ <p>【主な都市】</p> <p>カイロ、ケープタウン、サンパウロ、上海、台北、ナイロビ、ブエノスアイレス、北京、メキシコシティ、リオデジャネイロ、リマ</p>	60,000円

※留学先大学の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとします。

提出すべき書類

①家計基準

家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要となります。

「合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限る

提出対象者	大学に提出すべき書類
父母双方（どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任をしている場合も含む）	・父の収入・所得を証明する書類（所得証明書等） ・母の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式R）
父母のいずれか（離婚しており、再婚していない）※別居している父または母から支援を得ている場合	・父と母両方の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式R）
父母のいずれか（離婚しており、再婚していない）※別居している父または母から支援を得ていない場合	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式R） ・②に記載のいずれかの書類
父又は母と再婚相手（父母が離婚後、再婚している場合）	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式R）
父母以外（例：祖父母・兄）	・父母以外（複数人いる場合は主たる家計支持者1人）の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式R） ・②に記載のいずれかの書類

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「家計支持者」となります。家計支持者が父母以外になるケースは以下の通りです。

【父又は母のいずれか（1人）を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
 - ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計になっている場合
- 「離婚等」には離婚調停中、DVにより別居中、又は未婚の場合等も含まれます。
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は2人となります。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母（2人）です。
- ・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者（2名）です。（養子縁組の有無は問いません。）

【父母以外の1人（1名）を生活維持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合（納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている。）

②家計支持者が父母両方以外のケースに該当する場合、事実関係が確認できる証明書類の提出が必要です。

事象	証明書類（例）
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本（離婚した「事実関係を証明する書類」）
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	・公的機関による証明書
社会的養護を受け居ている（いた）	・施設に入所している又は入所していた証明書
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

※所得を証明する書類

地区町村役場発行の所得証明書（写し可）

- 「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。（例：課税証明書、非課税証明書）
（合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）が記載された証明書に限ります。）